

■井手町

制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
井手町企業立地促進条例 ＜府制度との併給不可＞	H25.6	<p>○情報関連産業及び自然科学研究所に係る本店及び事業場、製造業に係る本店</p> <p>○用地取得面積 500 m²以上又は投下固定資産額（土地取得を除く）5,000 万円以上かつ、地元新規雇用者 1 名以上</p> <p>○製造業に係る事業場及びその他の産業で町長が特に認めるものに係る本店及び事業場</p> <p>○用地取得面積 500 m²以上かつ、投下固定資産額（土地取得を除く）1 億円以上又は地元新規雇用者 1 名以上</p>	<p>事業場等設置助成金</p> <p>○投下固定資産額（土地取得を除く）の 10/100 以内の額</p> <p>○限度額 3,000 万円 （情報関連産業、自然科学研究所及び製造業に係る事業場等以外は 1,000 万円）</p> <p>操業支援助成金</p> <p>○固定資産税額（土地分を除く）の 1 年目：75/100 2 年目：50/100 3 年目：25/100</p> <p>○3 年間の交付合計額の上限 5,000 万円</p> <p>雇用創出助成金</p> <p>○操業開始日の属する年度の翌年度以降 4 年度間に、1 年以上継続して新たに雇用した井手町在住従業員数に 30 万円を乗じて得た額</p> <p>○4 年間の交付合計額の上限 3,000 万円</p>